

浜中町人づくり基金事業補助要綱

(目的)

第1条 この要綱は、浜中町人づくり基金事業推進要綱（以下「事業推進要綱」という。）に基づく事業を実施するために要する経費の補助に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助金の交付及び対象事業)

第2条 町長は、事業推進要綱第2条に掲げる事業（以下「対象事業」という。）を行う者に対して、予算の範囲内で補助するものとする。ただし、町の他の補助金を受けている事業は除くものとする。

2 事業推進要綱第2条の1の(4)の「生活文化」には芸術文化を、同「スポーツ」には健康づくり、体力づくりを含むものとする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、浜中町民（以下「町民」という。）及び町民で組織する団体とする。ただし、留学生等に類する者は除く。

(事業参加者及び招へい指導者の条件等)

第4条 各対象事業における参加者は、その分野に関心を持ち、またその事業の目的達成に積極的意欲があると認められる者であること。

2 招へい指導者は、町内において行なわれる研修、講習等の指導者となる資質を有する者であること。

(事業の実施期間)

第5条 対象事業の実施期間は、次のとおりとする。

- (1) 国内を対象とする事業にあつては、1か月以内
- (2) 海外を対象とする事業にあつては、3か月以内

2 ただし、特に町長が必要と認める場合はこの限りでない。

(補助対象経費と補助金の交付基準)

第6条 補助金の交付の対象となる経費は、対象事業の実施に要する旅費（交通費、滞在経費）、研修費及び教材費その他必要と認められる経費とする。

2 前項の規定による補助対象経費は、次の基準によるものとする。ただし、他の団体等が行う事業及びツアーなどによる場合は、その必要経費とする。

(1) 旅費

ア 「交通費」は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃の普通運賃とし、旅行の行程上必要とする急行料金、特別急行料金、座席指定料金、ジェット料金等については、その実費料金とする。

なお、学生割引又は団体割引等の適用資格を有する場合は、その運賃とする。

イ 海外渡航経費として、前項に定めるもののほか予防注射料等の旅行雑費を含めるものとする。ただし、旅券取得、旅行保険等個人的性質の諸経費及び町内での事前研修に要する交通費は、参加者本人の負担とする。

ウ 「滞在経費」は、宿泊料及び食費とする。

宿泊費は、国内にあっては1人1泊につき9,700円(海外は20,000円)を限度とする。なお、車・船中泊等で寝台を利用する場合は、寝台料金の実費とする。

宿泊料金に含まれない食事代は、国内にあっては一人1食につき1,000円(海外は3,000円)を限度とする。

(2) 研修費及び教材費

「研修費及び教材費」は、研修又は指導に必要な資材等の購入費及び研修における受講料とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、第6条に定める額を基準に算出して得た額以内の額とする。

2 前項の補助金の額は、各対象事業(派遣交流等及び招へい事業)とも参加者一人につき国内にあっては50万円、海外にあっては100万円を限度とする。

3 協賛団体等から所要経費の助成があるときは、この要綱の定めにより算出して得た額からその助成額を控除した額とする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、別記様式の補助金交付申請書(以下「申請書」という。)に関係書類を添付し、指定する期日までに町長に提出するものとする。

(決定通知)

第9条 町長は、前条の申請書を受理し補助金の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定内容を当該補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第10条 補助金の交付決定を受けた者は、その事業の内容等に大幅な変更が生じるときは、その変更について町長の承認を受けなければならない。

(事業の完了報告)

第11条 補助金の交付決定を受けた者は、対象事業の完了後すみやかに別記様式の事業完了報告書
に
関係書類を添付して、町長に報告するものとする。

(決定の取消し)

第12条 町長は、補助金の目的外使用その他法令に違反したときは、その補助金の交付決定の全部
又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第13条 前条の決定に基づき町長は、すでに補助金が交付されている場合、期限を定めてその返還
を命ずることができる。

2 事業完了報告書の審査に基づき補助金の額が確定した場合において、すでにその額を超えて補
助金が交付されているときは、その超えた額を返還するものとする。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から適用する。